

九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.342
2020(令和2)年5月3日(日)発行



デザイン：朝倉悠三さん

■ **「はらまち九条の会」** とは、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党などを問わない自由な市民の会です。いつでもどなたでも入会歓迎です。■ 結成は2005年12月。会員は南相馬市原町区を中心に390名。年会費千円。■ 3.11の大震災後、「事故の福島第一核発電所(原発)に世界一近くで活動する“九条の会”」を自覚し、また「日本国憲法の草案を起草した憲法学者鈴木安蔵(小高区出身)の故郷の“九条の会”」を誇りに活動しています。今日は憲法記念日。

今年の総会開催は断念します

- 例年6月に開催してきた「総会」ですが、新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、今年は「総会」も「関連行事」も開催しないことにいたしました。
- 活動や会計報告は、7月発行の会報に掲載します。ご了承ください。疑問点や、活動の提案などは事務局にお寄せください。(「はらまち九条の会」事務局)

新型コロナウイルスに負けない生活を 会長 平田慶肇

新型コロナウイルスの感染拡大はまだまだ続いております。国は緊急事態宣言を発令しましたが、今のところ特效薬もワクチンもなく、急に重症化して死に至る症例もあり、大変恐ろしいウイルスです



この感染防止のためには、皆さん一人一人の協力がどうしても必要です。出来るだけ外出を控え人との接触を減らすこと、部屋では換気を充分にして、また手洗いの励行が大切です。皆さんで協力してこの危機を乗り越えましょう。

この騒ぎで東京電力は廃炉作業を縮小延期し、また改憲の国会審議も延期になるということです。どちらも大変重要な問題で、引き続き監視の目を光らせていきましょう。

コロナウイルスの感染防止のため、本会の2020年「総会」は中止にさせていただきます。この会報『九条はらまち』も事務局会を開催しないで、郵送や電話でやりとりして編集発行することにしました。今後共、皆さんのご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

署名のご協力ありがとうございます

◆ 2月の会報発行と同時に、2つの署名を皆さんにお願いしましたが、短期間にもかかわらず5月12日現在、次のように署名が集まっています。

新規に開始の「改憲発議に反対する全国緊急署名」に376筆

これは以前の『改憲阻止の三千万署名』の次の、新しく始まった署名です。安倍晋三首相は「改憲発議」をいつでも決行する恐れがあり、それを阻止するための全国署名。コロナ騒ぎで中断してありますがさらに署名を集めます。アピールを続けることが大事ですね。

国連本部に届ける「核兵器廃絶国際署名」に364筆

原町区出身で仙台市在住の会員宮本麻衣子さんは、この4月下旬に米ニューヨークの国連本部で開幕の核拡散防止条約(NPT)再検討会議に、約100名の日本被団協代表団の一員として派遣される予定でした。新型コロナウイルスの影響で3月16日に派遣中止となりましたが、この「核兵器廃絶署名」は国連に届けます。多くの署名が集まり、宮本さんも大変感激し感謝されています。



今年も憲法記念日に“護憲チラシ”を折り込みました

○コロナ禍に便乗して改憲する動きもありますが、南相馬市の3つの九条の会では、今年も「護憲のチラシ」(B4判)を市内の全新聞に折り込みました。今年で8年目になります。



世界は憲法9条をえらび始めた あなたは9条を変えて戦争に行きますか? はらまち九条の会

この看板、ご存知ですか?

これは、私たち「はらまち九条の会」が2008年8月15日の終戦記念日に、「戦争をしない国・日本」や「世界の平和」を祈念し、市民のカンパにより南相馬市原町区錦町の奥通沿いに建てた看板です。

日本国憲法第9条は、

第9条(戦争の放棄、戦力・交戦権の否認)

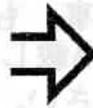
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の9条改憲案は、

第9条の2第1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための「実力組織」として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。



自民党の改憲案は

9条の1はそのまま、9条の2の第1項、第2項に実力組織としての自衛隊を明記しようとしています。

そこで私たちは次のように考えます。

「自衛」の名のもとに、戦争する国へ

改憲で憲法9条に書き込もうとしている自衛隊は、災害救助隊としての役割の自衛隊ではありません。

2015年の安保法によって武器を持って戦地に赴く、いわゆる「軍隊」として一変させられた自衛隊です。そのような武力(戦力)を持つ軍隊の存在を憲法に書き込めば、「自衛」の名目で海外での戦争へ加担することが容易になります。

(2020.5.3 発)

日本国憲法第9条は今日(5月3日)も健在です。

私たちも9条改憲に反対です



「日本は戦争をしない国」をこれからも堅持すべきです。

「憲法」は国家や政府の権力を抑制し、国家の暴走を防いで国民の権利を守ります。

国民の8割以上が「9条が日本の平和の役に立っている」と答えています。(NHK調査)

**平和憲法を高く掲げ
コロナウィルスに打ち勝ちましょう!**

はらまち九条の会 会長 平田慶肇 南相馬市原町区錦町2-55 TEL 0244-24-1211 事務局長 早坂吉彦

はらまち九条の会 編集 でお驚ください。 小高九条の会 世話人 志賀勝明 相双教職員九条の会 代表 浜名絢隆